



岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 / 日

岐阜市長

柴 橋 正 直

岐阜市条例第 27 号

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年岐阜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
1～10 （略）	（略）	1～10 （略）	（略）
11 <u>削除</u>		11 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与等に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
12 （略）	（略）	12 （略）	（略）
13 <u>削除</u>		13 <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>

		<u>育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
14～18 (略)	(略)	14～18 (略)	(略)
19 削除		19 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
20～27 (略)	(略)	20～27 (略)	(略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。